2　前項に規定する特別法人出資の消却に際して出資者に金銭が支払われたときは、当該出資者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3　発行者は、第一項に規定する特別法人出資の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十七条の二の三第一項において準用する第百四十七条第二項又は第百四十八条第二項の規定による出資者の振替機関等に対する権利を取得する。

（発行済みの特別法人出資を振替特別法人出資とする場合の特例）

第二百四十七条の二の六　発行者が法人の成立後に特別法人出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該特別法人出資の質権者（他の法令の定めるところにより、特別法人出資を質権の目的とした場合において、氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である特別法人出資が出資者原簿（これに類するものを含む。以下この条において同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）は、第二百四十七条の二の三第一項において準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、当該質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である特別法人出資を出資者原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

（振替特別法人出資の払戻しに関する記載又は記録手続）

第二百四十七条の二の七　特定の銘柄の振替特別法人出資について、他の法令の定めるところにより、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替特別法人出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替特別法人出資の銘柄及び口数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替特別法人出資についての出資者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該出資者ごとの口数

4　第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の出資者ごとの口数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　発行者は、特別法人出資の出資者に対し、振替特別法人出資の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替特別法人出資の銘柄についての当該払戻しに係る振替特別法人出資の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

第二百七十九条中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

第二百八十五条第五項中「第百二十九条第六項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」、「第百三十条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」、「第百三十一条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」、「第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」、「第百三十一条第七項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」及び「第百五十二条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」の下に、「第二百四十七条の二の三第一項」を、「第二百三十九条において読み替えて準用する第百五十九条第二項」を加える。

第二百八十九条第四号中「第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、「又は同条第五項」を「若しくは第五項、第二百四十七条の二の四第二項又は第二百四十七条の二の七第二項」に改める。

第二百九十条第二号中「同条第八項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」及び「、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、「第百五十一条第六項（同条第八項及び第百五十四条第五項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」を「第百五十一条第六項（同条第八項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十四条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」に、「並びに第二百七十六条第二号」を「及び第二百七十六条第二号」に改める。

第二百九十五条第十四号中「第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、「又は第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「、第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の二の四第二項又は第二百四十七条の二の七第二項」に改める。

第二百九十六条第二号中「又は第二百三十八条第一項」を「、第二百三十八条第一項又は第二百四十七条の二の二第一項」に、「又は第二百三十八条第二項」を「、第二百三十八条第二項又は第二百四十七条の二の二第二項」に改め、同条第三号中「又は」を「、」に改め、「第二百三十八条第二項」の下に「又は第二百四十七条の二の二第二項」を加え、同条第四号中「第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、「又は第二百四十二条第一項」を「、第二百四十二条第一項又は第二百四十七条の二の四第一項」に改め、同条第五号中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

（公認会計士法の一部改正）

第二条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「その他の」を「その他」に改め、「で内閣府令で定めるもの」を削る。

第三十四条の二十六第三項中「有限責任監査法人登録簿」の下に「（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）」を加える。

第三十四条の三十四の五第三項中「上場会社等監査人名簿」の下に「（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）」を加える。